SUBARU

SUBARU サプライヤー CSRガイドライン

目　次

ページ

Ⅰ. はじめに ・・・ 1

Ⅱ. SUBARUグループのCSR ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～7

1. SUBARUのありたい姿
2. SUBARUグローバルサステナビリティ方針
3. CSR重点6領域
4. CSR推進体制
5. ステークホルダーの皆さまとのかかわり
6. 調達基本方針
7. 人権方針
8. 責任ある鉱物調達方針

Ⅲ. サプライヤーCSRガイドラインの分野・項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～11

1. 安全・品質
2. 人権・労働
3. 環境
4. 責任ある原材料調達
5. コンプライアンス
6. 情報開示

Ⅳ. お取引先各位へのお願い事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13

Ⅰ．はじめに

地球沸騰化・グローバル化・デジタル化などの環境変化に端を発するさまざまな社会問題を背景に、「企業の社会的責任」（CSR）に対する世論の関心が年々高まりつつあります。国連の「持続可能な開発目標」（SDGs）などの国際規範（ソフトロー）は、各国の経済外交政策を反映した人権環境法令（ハードロー）へと進化しつつあり、CSRを遵守することは、今や企業が存続する為の必須条件となってきております。

SUBARUでは、「笑顔をつくる会社」をありたい姿として掲げています。その実現に向け、CSR重点6領域の考え方を取り入れ、SUBARUグローバルサステナビリティ方針に基づいた取り組みを行うことで、企業としての社会的責任を果たし、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様に「安心と愉しさ」を提供していくことによって、持続的な成長を目指すとともに、愉しく持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えております。

こうした中で、CSRの実践に当たっては、サプライチェーン全体を通しての対応が求められるため、弊社の調達分野におけるCSR項目をまとめた「SUBARUサプライヤーCSRガイドライン」を２０１２年に初版発行させていただきました。
本ガイドラインのそれぞれの項目は目新しい内容ではなく、弊社とお取引先様との長年にわたる信頼関係の中で日常的に実践いただいている内容かとは存じますが、あらためて文書化することによって、弊社のCSRの考え方をより深く共有いただきたいと考えます。

お取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインをご活用いただき、貴社のCSRの実践にお役立ていただくと同時に、皆様のお取引先様にも展開・推進いただき、CSRを通じて共に発展できるよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

株式会社SUBARU
調達委員会

1．SUBARUのありたい姿

SUBARUは、2021年5月に発表した中期経営ビジョン「STEP」の進捗報告を機に、従来、複数存在していた企業指針などを以下の3つに整理しました。

経営理念は、『“お客様第一”を基軸に「存在感と魅力ある企業」を目指す』であり、SUBARUグループが、お客様に提供する価値は、「安心と愉しさ」です。時代や外部環境の変化に左右されない「SUBARUらしさ」を進化させ、SUBARUブランドをさらに高めていくためには必須の提供価値と認識しています。

ありたい姿は「笑顔をつくる会社」です。これは株式会社SUBARUへ社名変更した際に定めたものですが、SUBARUのお客様の振る舞いから教えられたことでもあります。

これらに基づいて、SUBARUを自動車事業と航空宇宙事業におけるグローバルブランドとして持続的に成長させ、中長期的な企業価値を向上させていきます。

2. SUBARUグローバルサステナビリティ方針 （2020年4月制定）

私たちSUBARUグループ※は、人・社会・環境の調和を目指し、

（1）事業を通じて、地球環境の保護を含む様々な社会課題の解決と、持続可能な社会の実現に貢献します。

（2）高品質と個性を大切にし、先進の技術で、SUBARUならではの価値を提供し続け、SUBARUグループに関わるすべての人々の人生を豊かにしていきます。

（3）国際社会における良き企業市民として、人権および多様な価値観・個性を尊重し、すべてのステークホルダーに誠実に向き合います。

（4）従業員一人ひとりが、安全に安心して働くことができ、かつ働きがいを感じられるよう職場環境を向上させます。

（5）国際ルールや各国・地域の法令を遵守するとともに、その文化・慣習等を尊重し、公正で透明な企業統治を行います。

（6）ステークホルダーとの対話を経営に活かすとともに、適時かつ適切に企業情報を開示します。

※SUBARUグループ：株式会社SUBARUおよびすべての子会社

3. CSR重点6領域

SUBARUグループが事業を通じて社会に貢献し、ステークホルダーの期待や要請に応えていくためには、グループ・グローバルでCSRの取り組みを推進し、浸透させることが必要と考えます。そのため、中期経営ビジョン「STEP」に合わせ、「CSR重点6領域」ー「人を中心とした自動車文化」「共感・共生」「安心」「ダイバーシティ」「環境」「コンプライアンス」ーを定めました。

CSR重点6領域の考え方を取り入れ、事業を行うことで、企業としての社会的責任を果たし、これからもお客様をはじめとするステークホルダーに「安心と愉しさ」を提供していきます。そして、SUBARUグループが真のグローバル企業として社会から信頼される企業となり、より豊かで持続可能な社会づくりに貢献していきます。

さらに、各領域の2025年のありたい姿を明確にすることで、その目指すべき方向を示し、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成へ向けて積極的に貢献します。

SUBARUグループのCSR重点6領域	2025年のありたい姿	貢献するSDGs	「Ⅲ. SUBARUサプライヤーCSRガイドラインの分野・項目」（P8-11）の主な該当分野
人を中心とした自動車文化	人の心や人生を豊かにするパートナーとなる企業になる。	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを	1. 品質・安全
共感・共生	広く社会から信頼・共感され、共生できる企業になる。	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう	1. 品質・安全 6. 情報開示
安心	すべてのステークホルダーに「最高の安心」を感じていただける企業になる。	3 すべての人に健康と福祉を	1. 品質・安全
ダイバーシティ	すべての人々の多様な価値観を尊重しつつ、多様な市場価値を創出する事業を推進する。	5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も	2. 人権・労働 4. 責任ある原材料調達
環境	企業活動を通じて「大地と空と自然」が広がる地球環境を大切に守っていく。	13 気候変動に具体的な対策を 12 つくる責任つかう責任	3. 環境 4. 責任ある原材料調達
コンプライアンス	誠実に行動し、社会から信頼され、共感される企業になる。	8 働きがいも経済成長も 16 平和と公正をすべての人に	4. 責任ある原材料調達 5. コンプライアンス

3.すべての人に健康と福祉を
5.ジェンダー平等を実現しよう
8.働きがいも経済成長も
9.産業と技術革新の基盤をつくろう
11.住み続けられるまちづくりを
12.つくる責任つかう責任
13.気候変動に具体的な対策を
16.平和と公正をすべての人に
17.パートナーシップで目標を達成しよう

4. CSR推進体制

SUBARUグループのあらゆるサステナビリティの取り組みを議論する場として、「サステナビリティ委員会」を設置し、年2回開催しています。

サステナビリティ委員会は、委員長を代表取締役社長とし、全役員がメンバーとして加わり、事業を社会的側面から考察し、取り組みの強化を図っています。

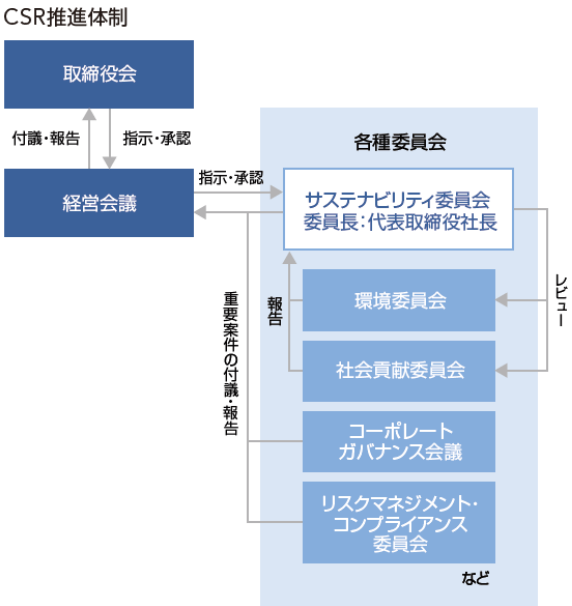

5. ステークホルダーの皆様とのかかわり （情報公開）

SUBARUグループのCSRの取り組みは、お取引先様を含む、ステークホルダーの皆様とのかかわりに重点を置いており、ステークホルダーの皆様への情報公開や対話、また皆様からのご意見・ご要望の経営への反映が必要不可欠と考えます。

経営理念にある『“お客様第一を基軸に”「存在感と魅力ある企業」を目指す』を実現するために、今後ともステークホルダーの皆様から信頼される企業を目指して、継続的に社会の発展に貢献するとともに、企業価値の向上を図っていきます。

SUBARUのステークホルダーとの関係

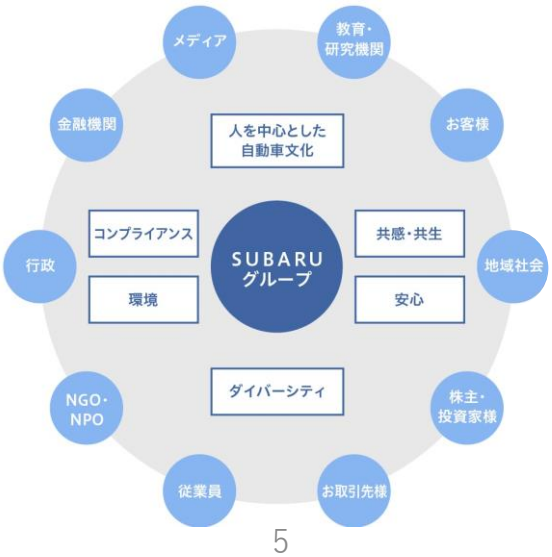

6. 調達基本方針

SUBARUグループは企業理念の実現のため、高品質で環境にやさしくコストパフォーマンスに優れた部品や原材料、設備の調達を目指しています。そのためには、お取引先様とSUBARUグループが対等な立場で相互に信頼し、切磋琢磨し、共存共栄できる関係をつくることが重要だと考えています。

＜調達基本方針＞ （2020年4月改定）

SUBARUグループは以下の基本的な考えのもと、持続可能な調達に向けた活動を推進します。

（1）CSR調達

私たちは、人・社会・環境の調和を目指した調達活動を行い、人権尊重・法令および社会規範の遵守・環境保全など、企業の社会的責任に配慮した取引に努めます。

（2）ベストパートナーシップの構築

私たちは、信義誠実の原則に従った相互信頼の取引関係を基本として、お取引先様と「WIN-WIN」の関係を築いていきます。

（3）フェアでオープンな調達先の選定

お取引先様の選定にあたっては、国内外全ての企業に広く門戸を開き、常に公平・公正を期すとともに、品質・コスト・納入・技術開発・マネジメント・環境・社会（QCDDMES）の7つの視点から最も優れた物品・サービスの調達に努めます。

7. 人権方針 （2022年3月改定 ）

SUBARUグループは、自動車と航空宇宙の両事業を通じて、人を第一に考え、「人を中心としたモノづくり」を行っています。

「一人ひとりの人権と個性を尊重」することを、SUBARUの重要な経営課題と捉え、この「人権方針」を掲げ、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいた人権への尊重に対するSUBARUグループの責任を明確にします。

この方針は、株式会社SUBARUおよびすべての子会社に適用されると共に、サプライチェーンを含め、事業に関連するビジネスパートナーやその他の関係者にも、この方針に基づく人権尊重を期待し、働きかけを行います。

◆人権方針の具体的な内容は弊社ホームページ（下記URL）をご参照ください。

https://www.subaru.co.jp/outline/Humanrights_Policies.pdf

８. 責任ある鉱物調達方針 （2022年5月制定）

・SUBARUグループは、人権侵害や環境破壊などの、社会問題の原因となる原材料の不使用を目指します。
・その考え方をSUBARUサプライヤーCSRガイドラインに明記して、サプライチェーンに遵守を依頼します。
・取り組みの一つとして、直接材サプライチェーンを対象とした紛争鉱物調査を毎年実施します。
・調査にあたっては経済協力開発機構（OECD）が規定する「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を参照し、RMI（Responsible Minerals Initiative）が提供する調査票（CMRT：Conflict Minerals Reporting Template）などを使用してサプライチェーンを遡り、製錬所を特定することによって、コンゴ民主共和国周辺諸国やその他の紛争地域および高リスク地域における人権侵害や武装勢力の資金源などにつながる製錬所からの原材料調達回避に取り組みます。
・また、一部の採掘で児童労働が懸念されるコバルトなど、紛争鉱物（スズ・タンタル・タングステン・金）以外の鉱物についても、RMIが提供する調査票（EMRT：Extended Minerals Reporting Template）などを使用して、デュー・ディリジェンスを順次行い、問題を発見した場合には必要な是正に取り組みます。
・活動に当たっては、お客様・お取引先様・業界団体をはじめとするステークホルダーと連携し、情報公開に努めます。

Ⅲ. サプライヤーCSRガイドラインの分野・項目

本ガイドラインは、日本自動車工業会が策定した「サプライヤーCSRガイドライン」をベースに、SUBARUグループのSUBARUグローバルサステナビリティ方針を織り込んでまとめたものです。

SUBARUグループは、調達基本方針（6ページ）の通り、QCDDだけではなく、企業統治（M、コンプライアンス等）・環境（E）・社会(S、人権等）も含めた多角的視点から、物品・サービスの調達先を選定させていただきます。

お取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインを遵守いただき、皆様のお取引先様を含めたサプライチェーン全体にCSRを展開・推進いただきますよう、お願い致します。

【お取引先各位に遵守いただきたい6分野27項目】

1. 安全・品質

〇消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客ニーズを把握して、社会的に有用な製品※を開発・提供する。

※社会的に有用な製品＝例えば、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品。

〇製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

〇製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

〇製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

2. 人権・労働

〇差別撤廃

あらゆる雇用の場面※において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。

※あらゆる雇用の場面＝応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰など

〇人権尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

〇児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。

〇強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。

〇賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

〇労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。

〇従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。
従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。

〇安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

〇人材育成

自ら問題を発見し解決に向けて行動できる人材を育成する。

3. 環境

〇環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

〇温室効果ガスの排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進する。ならびにエネルギーの有効活用に取り組む。

〇大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。

〇省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。

〇化学物質管理

環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行う。
製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域において含有しない。
製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

〇生物多様性の保全

原材料調達を含む事業活動全般において、生物多様性の保全に配慮する。

◆上記の環境項目について弊社がお取引先の皆様に具体的にお願いしたい事項を、別冊のグリーン調達ガイドラインにまとめてありますので、こちらもご参照ください。

4. 責任ある原材料調達

〇社会問題の原因となる原材料の不使用

人権侵害や環境破壊などの社会問題の原因となる原材料の不使用を目指して、原材料調達過程における社会への影響をサプライチェーンを遡って調査※し、負の影響を及ぼすことが確認又は想定される場合には、使用回避に向けた対応を行う。

※調査の例：紛争鉱物調査、コバルト調査等

5. コンプライアンス

〇法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。
コンプライアンス徹底の為の、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

〇競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

〇腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。
不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

〇機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

〇輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続き・管理を行う。

〇知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

6. 情報開示

〇ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

Ⅳ. お取引先各位へのお願い事項

お取引先各位におかれましては、SUBARUグループ（以下SUBARU）とお取引先各位との共存共栄に向けて、下記のご協力をいただきますよう、お願いいたします。

1，SUBARUサプライヤーCSRガイドライン（以下本ガイドライン）の遵守

①お取引先各位におかれましては、本ガイドラインを遵守いただきますようお願いいたします。

②貴社のお取引先にも本ガイドライン又は貴社が用意する同様のガイドラインを展開し、遵守を要請いただきますよう、お願いいたします。

2．貴社のCSRお取り組みの日常自主点検

Ⅲの各項目（8-11ページ）に対して、下記の5つの視点で日常自主点検をお願いいたします。

①法規制・・・遵守すべき法令・規則・規定の最新情報の常時把握とその確実な遵守など

②体制・・・責任部署又は責任者を規定等で明確に決定するなど

③未然防止・・・CSR徹底のための方針・体制・ルール・手順の規定等による明文化など

④啓発・・・社員や取引先に啓発活動を定期的に実施するなど

⑤実態・・・定期的な調査や苦情処理メカニズムの構築により、常に実態を把握するなど

3．SUBARUからの各種CSR調査依頼へのご回答

①SUBARUからの各種CSR調査依頼に対し、期限までのご回答をお願いいたします。

②必要に応じて面談や現地（工場）調査等を行わせていただく場合がございます。

③必要に応じて第三者による監査や、貴社にご了解をいただいた上での貴社のお取引先への調査を実施する場合がございます。

4．問題発生時のご対応

本ガイドラインに反する問題が生じる恐れがある場合は、速やかにSUBARUにご報告いただき、防止・改善に向けたお取り組みをお願いいたします。また、SUBARUがその問題の対応を行う必要があると判断した場合は、情報提供・問題の解決に向けたご協力等をいただきますよう、お願いいたします。

5. 本ガイドラインを遵守いただけない場合の対応

SUBARUは、調達基本方針（6ページ）の通り、QCDDだけではなく、企業統治（M、コンプライアンス等）・環境（E）・社会(S、人権等）も含めた多角的視点から、物品・サービスの調達先を選定させていただきます。

CSRお取り組みが不十分とSUBARUが判断したお取引先には、改善のお取り組みをお願いする場合がございますので、ご対応をお願いいたします。

その結果、再三のお願いにも関わらず、改善のご協力をいただけないお取引先につきましては、発注先候補からの除外をさせていただく場合がございます。

更に、法令などのコンプライアンス違反が発生した場合には、適切な違反是正措置が完了するまでの間の取引停止や、その他の適切な対応を取らせていただく可能性がございます。

6. 貴社のサプライチェーンへの働きかけ

①以上のお願い事項と同様の内容を、貴社から貴社のお取引先に対して実施いただきますようお願いいたします。

②更に、貴社から貴社のお取引先に対して、その先のお取引先に対する同様の実施の依頼をいただきますよう、お願いいたします。

7. 遵守合意書のご提出

以上のことを合意いただきました証として、別添付の遵守合意書に貴社の代表者（もしくは権限移譲された役員等）のご署名をいただき、ご提出をいただきますよう、お願いいたします。

尚、本合意書は、SUBARUサプライヤーCSRガイドラインの改訂があった場合、引き続き有効な合意書として取り扱うことといたします。改訂に対しご不明点等ございましたら、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

初版発行2012年3月
改訂発行2024年8月

株式会社SUBARU
調達委員会
Subaru of Indiana Automotive, Inc.（SIA）